

東松山市立訪問看護ステーション運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、市が行う東松山市病院事業の設置等に関する条例（昭和42年東松山市条例第13号）第3条第4項の規定に基づく居宅サービス及び介護予防サービス、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第78条第1項に規定する訪問看護（以下「居宅サービス等」と総称する。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事務所の名称及び位置)

第2条 居宅サービス等を行う事務所（以下「ステーション」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 東松山市立訪問看護ステーション

位置 東松山市大字松山2392番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 ステーションに置く職員は、次の各号に掲げる区分の職員とし、その人数は、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、第1号に掲げる者は、常勤の看護師でなければならない。

(1) 管理者 1人

(2) 看護師又は准看護師 2人以上

(3) 事務職員 1人以上

2 ステーションの職員の職務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 管理者 ステーションの運営について管理すること。

(2) 看護師又は准看護師 主治の医師の指示に基づき居宅サービス等を行うこと。

(3) 事務職員 ステーションの運営に関する事務を行うこと。

(事業)

第4条 ステーションにおいては、居宅サービス等を行うため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業
- (2) 介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う事業
- (3) 健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護を行う事業
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律第78条第1項に規定する訪問看護を行う事業
- (5) その他病院事業管理者が必要と認める事業

(利用者の範囲)

第5条 ステーションを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者であって、その主治の医師が必要と認めるもの
- (2) 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者であって、その主治の医師が必要と認めるもの
- (3) 疾病、負傷等により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、その主治の医師が必要と認めるもの
- (4) その他病院事業管理者が必要と認める者

(運営の方針)

第6条 ステーションにおいて第4条に掲げる事業を営むに当たっては、次に掲げる方針に基づくものとする。

- (1) ステーションを利用する者（以下「利用者」という。）が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図ること。
- (2) 利用者の要介護、要支援、疾病又は負傷の状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うこと。
- (3) 利用者の所在する市区町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- (4) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (5) 居宅サービス等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して

適切な指導を行うとともに、主治の医師並びに居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対して必要な情報の提供を行うこと。

(業務時間及び休日)

第7条 ステーションの業務時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

ただし、病院事業管理者が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 ステーションの休日は、東松山市の休日を定める条例（平成2年東松山市条例第4号）第1条第1項に掲げる日とする。ただし、病院事業管理者が特に必要と認めるときは、休日に業務を行うことができる。

(業務内容)

第8条 ステーションにおいて第4条第1号から第4号までに掲げる事業に関し行われる業務は、次のとおりとする。

- (1) 病状及び障害の観察
- (2) 清拭^{せいしき}、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄の補助その他の日常生活の世話
- (4) 褥瘡^{じょくそう}の予防及び処置
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活及び介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第9条 利用料は、東松山市病院事業の設置等に関する条例に定める基準により算定し、徴収するものとする。

2 東松山市の区域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。

ただし、自動車を使用した場合は、ステーションから往復経路1キロメートルにつき50円とする。

(減免)

第10条 病院事業管理者は、特に必要があると認めるときは、前条第1項に規定する利用料を減免することができる。

2 前項の規定により利用料の減免を受けようとする者は、病院事業管理者に

申請しなければならない。

(事業の実施地域)

第11条 事業の実施地域は、東松山市の区域とする。ただし、病院事業管理者が区域外の実施が必要であると認める場合は、この限りでない。

(緊急時等における対応方法)

第12条 職員は、居宅サービス等の実施中に利用者に病状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡し、その指示に基づき必要な処置を講ずるものとする。この場合において、主治の医師に連絡することが困難なとき又はそのいとまがないときは、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 職員は、前項の処置を講じた場合は、速やかに病院事業管理者に報告するものとする。

(業務体制の整備)

第13条 管理者は、ステーションにおいて、次に掲げる体制を整備しなければならない。

- (1) 利用者からの苦情及び要望並びに他の行政機関からの文書その他の物件の提出の求めその他調査の協力の求めへの適切な対応をするための体制
- (2) 利用者に対する虐待の発生の防止その他利用者的人権の擁護のための体制（指針の整備、職員に対する研修の実施及び関係する行政機関に対する通報の体制を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ステーションの職員の資質の向上に資すると認められる研修を実施する体制

(記録の整備及び保存)

第14条 ステーションにおいては、居宅サービス等に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、市が行う居宅サービス等について必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。